

くらよしようごがっこうどうそうかい かいそく
倉吉養護学校同窓会 会則

だい しょう そうそく
第1章 総則

だい じょう めいしょう
第1条 (名称)

ほんかい とっとりけんりつくらよしようごがっこう どうそうかい しょう
本会を『鳥取県立倉吉養護学校 同窓会』と称する。

だい じょう じむきょく
第2条 (事務局)

ほんかい じむきょく とっとりけんりつくらよしようごがっこうない お
本会の事務局を鳥取県立倉吉養護学校内に置くものとする。

だい じょう もくてき
第3条 (目的)

ほんかい かいいんそうご しんぼく はか みずか せいかつ こうじょう はか
本会は会員相互の親睦を図り、自らの生活の向上を図るとと
もに、母校と連携を取りながら後輩の活動を援助することを目的と
する。

だい しょう こうせいおよ やくいん
第2章 構成及び役員

だい じょう かいいん
第4条 (会員)

ほんかい せいかいいんおよ とくべつかいいん こうせい
本会は正会員及び特別会員をもって構成する。

- 1 正会員は、本校に在籍していた児童・生徒とその保護者とする。
- 2 特別会員は、倉吉養護学校職員及び元職員とする。
ただし、元職員は本校を転出または退職した方とする。
- 3 年会費を納入した者を会員とする。

だい じょう やくいん
第5条 (役員)

ほんかい つぎ やくいん やくいん そうかい なか りっこうほ すいせん
本会は次の役員をおく。役員は総会の中で立候補または推薦で
けつてい
決定するものとする。

- 1 会長 (正会員「保護者」 1名)
- 2 副会長 (正会員「卒業生又は保護者」 若干名)
- 3 会計 (正会員「卒業生又は保護者」 1名)

4 事務局（担当管理職とキャリア教育部員2名）

第6条（役員の仕事）

- 1 会長は本会の代表とし、会務の執行にあたる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある場合はこれを代行する。
- 3 会計は本会の会計を司るものとする。
- 4 事務局は同窓生の名簿を管理し、会計の監査を行う。

第7条（役員の任期）

役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

第8条（顧問）

役員会の承認を得て、業務に対しての助言などをする顧問を依頼することができる。

第3章 事業内容

第9条（総会）

総会は、年1回会長がこれを招集する。場所は倉吉養護学校内とする。

総会は本会最高の決議機関であって、出席者の過半数をもって議決する。

第10条（役員会）

第6条に示す役員によって、定期的に役員会を開催する。

第11条（学校行事への参加）

倉吉養護学校における行事に参加し、会員同士の交流を深めたり、後輩の手助けをしたりするものとする。

第12条（行事）

総会で決定する行事を開催するものとする。費用は会費により

じゅうとう ないよう じっぴ ちょうしゅう
充 当する。ただし、内容により実費を徴 収する。

ざいこうせい こうとうぶ あんない きぼう ぎょうじ さんか みと
在校生 (高等部) にも案内をし、希望があれば行事の参加を認め
る。ただし、行事にかかわる実費を徴 収する。

だい じょう かいほう はっこう 第 13 条 (会報の発行)

じむきょく ねん かい かいほう さくせい かいいん そうふ
事務局は、年 1 回、会報を作成し、会員に送付するものとする。

だい しょう た 第 4 章 その他

だい じょう かいひ 第 14 条 (会費)

ほんかい かいひ せいかいいん かぞくねんがく えん
本会における会費は正会員のみ 1 家族年額 1000 円とする。

とくべつかいいん かいひ えん しんかいいん そつぎょうじ
特別会員の会費は 1000 円とする。新会員については卒業時に
ねんぶん えん ちょうしゅう じぎょうとうひつよう おう じっぴ
3 年分 (3000 円) 徴 収する。ただし、事業等必要に応じて実費
ちょうしゅう
を徴 収する。

だい じょう れんらく あんない 第 15 条 (連絡など案内)

ほんかい じぎょう あんない かいいん だ
本会における事業の案内は会員に出す。

くらよしやうご がっこう ぎょうじ など あんない の
倉吉養護学校ホームページに行事等の案内を載せる。

だい じょう かいそく かいせい 第 16 条 (会則の改正)

会則を改正する場合は、総会で審議し、その決定によるものと
する。

平成 23 年 2 月 6 日 制定

平成 24 年 1 月 29 日 改正

平成 25 年 1 月 27 日 改正

平成 25 年 8 月 25 日 改正

平成 27 年 8 月 9 日 改正

令和 5 年 8 月 27 日 改正